

第3期中期目標期間における
内部質保証の実現に向けた年度計画の自己点検・評価に係る実施要領

平成28年10月13日

大学評価専門委員会決定

一部改正：平成29年10月12日

「第3期中期目標期間における内部質保証の実現に向けた自己点検・評価体制に関する基本方針（平成28年9月13日大学評価委員会決定）」に基づき、第3期中期目標・中期計画を確実に達成するとともに「内部質保証¹」を実現するため、毎年度、年度計画の実施状況を自己点検・評価する。

1. 実施方法（概略）

- (1) 年度計画の実施主体（理事、関係委員会、事務局等）は、年度の間及び終了時に年度計画の実施状況について、自己点検・評価を行う。
- (2) 上記（1）の実施にあたっては、「中期目標・中期計画進捗管理システム」（以下「システム」という。）を活用する。
- (3) インスティテューショナル・リサーチ室及び企画課は、課題（もしくは長所）や課題解決（もしくは長所伸長）に向けた取組状況を含め年度計画全体の実施状況を確認し、必要に応じて助言等を行うとともに、それらの結果を大学評価専門委員会に報告する。
- (4) 大学評価専門委員会は、上記（3）の報告内容等を基に年度計画の実施状況に関する審議を行い、中期目標・中期計画の達成とともに内部質保証の実現に向けた指摘・助言等を行う。

2. 実施主体が行う自己点検・評価

(1) 実施方法

年度計画の実施主体は、自己点検・評価の実施基準日（中間：12月1日、年度末：3月31日）における年度計画の実施状況について、関係委員会等において十分な検証を行い、その内容をシステムの「自己点検・評価」欄に記載する。

(2) 記載項目

- i) 年度計画の実施状況及び今後の予定、見通し
- ii) 生じている課題 及び その課題解決に向けた具体的な取組状況

記載例：「○○の取組では、○○な点に課題がある。その課題を解決するため、○○に取り組んでいる。」

- iii) 長所となる取組 及び その長所伸長に向けた具体的な取組状況

記載例：「○○の取組では、○○な点が長所である。その長所を伸長させるため、さらに○○に取り組んでいる。」

1. 内部質保証とは、大学等が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、それによってその質を自ら保証すること。（大学評価・学位授与機構「高等教育に関する質保証関係用語集第四版」）。

<記載にあたっての留意事項>

- ①記載にあたっては、**第三者にとっても分かりやすく正確に理解できるよう簡潔・明瞭に**記載すること。複数の類似した取組については、表形式にまとめて根拠資料として添付する等、分かりやすい表現に努める。
- ②スーパーグローバル大学創成支援（SHARE-Q）でのフォローアップ調査や概算要求での評価指標の実質化等に関する調書等において、計画と関連した数値情報がある場合は、それらの関連情報を活用する。
- ③課題（または長所）や課題解決（または長所伸長）に向けた取組状況については、「内部質保証」の実現に向けて改革・改善に繋がっているかという視点から確認を行う。
- ④戦略性が高く意欲的な目標・計画については、より重点的にプロセスや取組の収集分析状況、計画の達成状況、課題解決に向けた新たな方策の検討状況等を確認する。

(3) 自己評定（4段階）

- ・「自己点検・評価の自己評定」欄に以下の4段階の評定を付す。**（中間では、年度末までの予定を見込んで評定を付す。）**
- ・取組や成果に関する情報、第三者からの評価などを広く収集し記述を充実させ、対応する根拠資料も添付することで、より積極的に適切な自己評定を行う。
- ・自己評定をIVとする場合は、「自己点検・評価」欄に具体的な根拠を記載する。
- ・なお、単年度ごとの自己評定は、最終的な目標である中期目標・中期計画を達成するための進捗管理が目的であり、この評定をもって中期目標・中期計画の達成を図るものではない。

評定 IV. 年度計画を上回って実施している III. 年度計画を十分に実施している II. 年度計画を十分には実施していない I. 年度計画を実施していない
--

<評定「IV」についての留意事項>

- ①年度計画を達成し、かつ年度計画以外の取組を実施したことで評定「IV」とするのではなく、さらに一段上のレベルの取組であることを第三者に示せる際に評定「IV」とする。その際は、当初の想定がどれほどだったかを明示し、評定「IV」の根拠となる十分な記述と具体的な成果を第三者にわかりやすく示す。

記載例：「当初の想定は○○（成果指標）であったが、○○に取り組んだ結果、当初の想定を上回る○○（成果指標）の成果が得られたことは、○○につながる顕著な成果といえることから、自己評定をIVとした。」

- ②各種補助金を獲得した後の取組による教育・研究の充実や質の向上、体制の整備による効果など、具体的な成果を評定「IV」の根拠とすることができる。

(4) 根拠資料

- ・年度計画の実施状況を示す根拠となる資料を添付する。（システム上で随時添付が可能）
- ・冊子や会議資料等については、関係部分を抜粋するなど、第三者に分かるよう明示する。

- ・取組の記述内容と根拠資料との対応関係を整理し、第三者に分かりやすい工夫を行う。

例：記述内容に「〇〇の取組を行い、△△の成果を得た。(資料1)」と記載した際は、
根拠資料のファイル名を「(資料1) 〇〇の取組について」とした上で添付。

- ・数値で示す根拠資料については、適切かつ統一的な定義に基づく関連データを定期的に調査・蓄積・分析し、根拠資料として添付する。

3. 大学評価専門委員会が行う確認・審議

- (1) 実施状況（中間）の進捗に関する確認を行い、中期目標・中期計画の達成とともに内部質保証の実現に向けた指摘や助言等を行う。
- (2) 上記（1）に加え、大学評価専門委員会が特に必要と認める項目については、ヒアリング等を行い定期的に実施状況について審議する。
- (3) 大学評価専門委員会での審議等の結果については、次年度計画にフィードバックできるよう企画専門委員会等に意見を提出することとする。
- (4) 年度終了時の年度計画の実施状況について審議を行い、年度計画ごとに4段階の評定を付すとともに、年度計画全体の総括を行う。

4. その他

- (1) 本実施要領による自己点検・評価の結果は、国立大学法人評価委員会に提出する実績報告書の根拠とする。
- (2) システムに入力された内容は、学内に公開する。